滋賀県社会福祉審議会の概要

1. 設置の根拠法令 社会福祉法 滋賀県社会福祉審議会条例

2. 委員 議会の議員、社会福祉事業に従事する者および学識経験のある 者のうちから知事が任命

3. 定 数 委員数30人以内 (現委員数27人)

4. 任 期 3年

(現委員は平成 29 年 7 月 11 日から平成 32 年 7 月 10 日)

5. **設置の趣旨** 社会福祉に関する事項を調査審議し、知事の諮問に答え、意見 を具申する。

また、次の個別事項については専門分科会等を設置

- (1)民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議
- ②身体障害者の福祉に関する事項の調査審議
 - ・身体障害者の障害の程度の審査等に関する事項
- ③児童福祉に関する事項を審議
 - 出版物、玩具等の推薦、勧告、制限等に関する事項
 - ・里親の認定に関する事項
 - ・審議会の意見聴取が必要とされる児童措置に関する事項
 - ・児童虐待の検証に関する事項
 - 保育所の設置認可に関する事項
- ④本県における社会福祉の総合的、長期的な施策の方向性についての調査審議
- ⑤共生社会づくりを目指すための条例の骨格についての調査審議

6. 組 織

